

日米欧の建設工事契約約款の対比研究成果報告

A Study and Comparison of Civil Engineering Contract (General Conditions of Contract)
for Public Works among Japan, Europe and United States.

(編)フジタ 阿部賢一^{*1}

鹿 島 西村成夫^{*2}

By Kenichi ABE, Shigeo NISHIMURA

我が国の建設市場の開放・国際化に伴い、いままでも国内の建設業者を対象として作成運用されてきた我が国の公共工事標準請負契約約款は、公共工事の入札方式と共にその対応を迫られている。このような社会状況の中で、我が国の公共工事標準請負契約約款と、国際工事及び広く海外諸国でその修正版が使用されているコンサルティング・エンジニア国際連盟のいわゆるFIDIC 約款、米国公共工事用としての米国連邦政府一般調達庁の標準約款の三つの約款の主要条項を比較検討する。

【キーワード】契約制度、第三者としてのエンジニア、対等性、国際性

1. はじめに

土木学会建設マネジメント委員会国際問題小委員会の契約システム分科会(D1)においては、平成4年度より「契約形態の多様化に関する研究」を行ってきた。この研究過程でD1メンバーの有志により、日米欧の代表的な標準約款の条項対比研究を行うことになり、平成4年12月、ワーキンググループを組織し、我が国の公共工事標準約款、国際建設工事及び海外諸国の公共工事用にその修正版として多用されているコンサルティング・エンジニア国際連盟の建設工事用標準約款、いわゆるFIDIC 約款、米国公共建築工事用としての米国連邦政府一般調達庁の標準契約約款の三つの約款の主要条項についての比較研究を行っている。

全部で10項目程度を目標に研究を進めているが、今回はこの内から5項目、即ち、(1)「エンジニア」、(2)「変更」、(3)「紛争解決」、(4)「不可抗力」、(5)「工事中断」についての研究の成果を報告すると共に、ワーキンググループ・メンバーが自ら体験した国際建設工事事例における該当項目の運用の実態、問題点の抽出とその対策案等を報告する。

^{*1} 建築本部営業部 ☎03-3796-2473

^{*2} 土木技術本部工務部 ☎03-5474-9139

2. 三つの対比約款の原典について

(1)我が国の公共工事標準請負契約約款

中央建設業審議会作成・改正の公共工事標準請負契約約款(平成元年改正版、以下公共約款という)及び『公共工事標準請負契約約款の解説』その他を参考資料とした。この公共約款は建設省及び地方公共団体の標準約款として使用されているものである。

(2)コンサルティング・エンジニア国際連盟の「建設工事用契約条件書第4版(1987年)」(以下FIDIC 約款という)。

このFIDIC 約款は、世界銀行、アジア開発銀行の見本入札書類(Sample Bidding Documents)の約款となっている。FIDIC 約款は、英国土木学会(I.C.E.)の建設工事標準契約約款をベースにしているので、現在でも、英国の影響を受けたアフリカ、中近東、アジア各国の国際工事及び公共工事用約款において同じような条項構成でほぼ同じような内容が盛り込まれている。最近中華人民共和国建設部の建設工事約款を翻訳したが、その条項及び内容はFIDIC 約款とはほぼ同様であった。

(3)米国連邦政府一般調達庁(U. S. General Servi-

ces Administration Public Buildings Services) 以下GSAという)のGSA書式第3506号改訂版10-1990 (以下GSA約款という。)

米国連邦政府一般調達庁は、連邦政府の大統領府の中の独立機関である。その設立は1947年、約600名の建築系In-house Engineersを擁し、連邦政府の建物を建設、所有するが、一部はその賃貸業務も行っている。年間事業量は、企画、設計、施工を含め約100億ドルである。米国連邦政府には我が国の建設省に相当するものはなく、公共建築工事はこのGSA及び保健教育福祉省(DHEW)から発注され、公共土木工事は、陸軍工兵隊及び内務省開拓局から発注されるシステムとなっている。GSA長官は、連邦調達規則(Federal Acquisition Regulation=FAR)を發布しており、連邦政府は、この規則に準拠して公共発注手続きを行う。

3 比較項目(条項)

平成5年1月から上述の三約款の項目(条項)比較分析と事例研究を行ってきており、今年11月には一応10項目の比較研究を終える予定である。今回紹介する5項目の各会の報告者及びその報告項目は以下の通りである。

- (1)「エンジニア(Engineer)」——— 平成5年1月22日
報告者：牧野 晋(不動建設)
- (2)「変更(Variation)」——— 平成5年2月12日
報告者：石野俊明(西松建設)
- (3)「紛争解決(Dispute)」——— 平成5年3月26日
報告者：山内将史(佐藤工業)
- (4)「不可抗力(Force majeure)」——— 平成5年4月16日
報告者：廣畑明伸(清水建設)
- (5)「工事中断(Suspension)」——— 平成5年5月21日
報告者：西村成夫(鹿島)

以上各項目の三つの約款の内容について、別添比較表1～5にその要点をまとめた。各項目について[メンバーからのコメント]欄を設け、国際工事等における運用の実際、問題点、対策等を列挙した。

4 エンジニア(Engineer)

英国土木学会の『建設工事標準契約約款(以下、

I.C.E.約款という)』は、発注者、エンジニア、請負者からなる三者の契約関係にあり、「エンジニアは発注者が任命するが、設計に関するエンジニアリング上の全般的責任を持ちかつ工事の監督を行う」と定義され、「建設プロジェクトにおける『エンジニア』の機能は、プロジェクトにおける計画、設計、技術的な指示、仕様書、数量内訳書その他の契約図書の作成、資材、出来栄の検査だけではなく、出来高の検測と査定、追加工事の金額決定、その他プロジェクトにおいてエンジニアの所轄となっている全ての事項の決定を下す等様々な管理的な任務を果たすことである」、「エンジニアは自分の地位に対する一切の干渉に抵抗すべきであり、独立の地位を保つべきである」と英国土木学会[Civil Engineering Procedure]-1971に解説されている。この考え方を発展させたのがFIDIC約款における「エンジニア」の立場であり、毅然とした倫理を持ち、公平な判断を下し、プロジェクトを整然と進める権威が求められる。公共約款、GSA約款の契約関係は共に二者関係の契約であり、公共約款における監督職員、GSA約款における契約担当官/契約担当官代理人(Contracting Officer or Contracting Officer's Representative)は、発注者の職員であり、発注者側の利益代表である。二者関係で工事上の紛争が発生した場合には、仲裁、裁判と進むが、三者関係の場合には、エンジニアが第三者として下す公平な判断で解決すれば、仲裁、裁判へとつづく紛争の長期化を防げる。米国では、このエンジニア的機能の一部取り込んだ選択的紛争解決(6項参照)が紛争の早期解決に役立っているという。

「エンジニア」は単なる技術者としての能力だけではなく、公平で、幅広く、識見豊かな人間的良心の持ち主であるというのが理想であり、特に発展途上諸国の国際工事等における立場は重要である。しかしながら、発注者の強力な権力の下に、単なる発注者の代理人あるいは先進国側の利益代表的なスタンスでの判断、行動が多く見られるのも現実である。発注者～請負者の利害が激突する厳しい工事現場で「ザ・エンジニア」としての公正中立の立場と権威を昂揚させ、保持し、関係者からの尊敬を受ける状況をつくり出すのは至難である。

エンジニアが、その実力を充分に発揮するためには、

契約図書の充実、法令規則の整備、現地調査の迅速な実行と公平で価値ある資料の収集等の支援が重要である。

5. 変更(Variation)

FIDIC 約款は、数量内訳書(Bill of Quantities)が契約図書の構成書類であるので、工事内容に変更がある場合は、数量内訳書の数量及び単価をベースにして、請負金額の増減調整がなされる。変更項目は第51.1条(a)-(f) 項に列挙されている。

工事完成時に実際の契約金額に対する増減が15%を超えることが分かったときには、金額の追加/削減の調整がなされる(FIDIC 第3版では10%であった)。

変更に伴う金額の増減について、エンジニアと請負者の間で合意が整わないときは、エンジニアは請負者及び発注者と協議の後(after due consultation by the Engineer with the Employer and the Contractor)エンジニアが決定を下す。

「エンジニアは請負者及び発注者と協議の後」という語句は、FIDIC 第4版に新たに取り入れられたものであり、18ヵ所の条項に挿入されている。発注者と請負者の意向を先ず確認する。その後エンジニアが妥当な判断を下すという姿勢を示すものとして評価できる。

GSA 約款における金額調整については、5,000ドル及びそれ以下の金額の場合、5,000ドル以上の場合とで異なるが、請負者がプロポーザルを提出して、契約担当官がその内容を審査して査定するという手順である。この際、間接費の算出方法についても規定している。妥当な競争価格/市場価格でない項目については、値入れ資料(Pricing Data)の提出も義務付けている。

公共約款における変更の場合、「工期又は請負代金の変更は、発注者と請負者が協議して定める。」としており、当事者間の合意を前提とし、協調性を強調する条文となっている。公共約款には、この協議事項が22ヵ所に出てくる。「協議」というのは漠然とした表現であり、我々日本人には、ムラ社会の歴史・伝統の中で、それなりに「協議」を理解できる。しかし、国際化により外国建設業者が参入し

てくると、第45条の「紛争解決」の調停人による斡旋・調停、さらに建設工事紛争審査会の斡旋・調停、そして、第46条の仲裁へと長期化複雑化することが予想される。工事の変更は、その範囲、数量、金額、工期等が何をベースとしてなされるかが明確にされていないと紛争の原因になる。FIDIC 約款においては数量内訳書(BQ)がベースである。GSA 約款においては、請負者が変更についてのプロポーザル及びそれを支援する詳細資料の提出義務やその手続きの詳細な規定がある。これに対して、公共約款では、総額による請負契約方式であり、請負代金の総額のなかで請負者が工事を施工すればよいとなっている。工事に変更がなければ誠に単純明解であるが、実際には、プロジェクトが複雑化してきており、変更要因も多くなっている。「変更」が契約当事者間で最も利害が衝突し、紛争に発展する事項である。

公共約款の変更条項については、FIDIC 約款及びGSA 約款のように、その処理手続及びそのためのベースとなる資料(内訳書/工事費構成書、値入れ資料等)によるコストの裏付等を明確に規定する必要がある。立場が異なれば、見解も異なる。人それぞれ異見(異なった意見)があるのが実態である。工事の「変更」に対して、発注者側が、なにをベースにして、どのような手続で処理するかを明確に提示しなければ、紛争問題点の入口での無駄な論争が繰り返されることが当然予想される。そして、次の項目の「紛争解決」へと発展し、工事の順調な進捗を阻害する大きな要因となる。

6. 紛争解決(Dispute)

FIDIC 約款及びGSA 約款においては、紛争解決の手順が、処理の期限も含めて詳細に規定されていることが特徴であり、きわめて明解である。紛争事項を提起する側の提出期限も定められている。即ち、契約当事者は、紛争事項を認識した後は、全て時間に追われる手順の厳守が求められている。

これに対して公共約款では、調停人による斡旋・調停、(次の段階の建設紛争審査会による斡旋・調停)、建設紛争審査会による仲裁と、誰に紛争解決の仲人になってもらうかは規定されているが、その手続き内容、特に期間については何ら規定されてい

ない。従来の我が国における「協議」から「妥当な合意」へのコンセプトは、持続的、長期的な良好な関係を保つという請負者側の方針から観れば、妥当で柔軟な考え方であるとの社会的評価を受けてきたが、外国建設業者の参入、世界全体の建設工事の1/4という我が国建設市場規模の大型化、国際化を迎えて、「紛争解決」に対する我が国の従来からの仲間のアプローチは通用しない。紛争を解決するために、公明正大であり、社会的にも説得力のある基礎資料の充実を背景とした契約当事者間の価値ある論争と、誰が権威ある公正な判断を下すのかを「紛争解決」条項に明解に規定すべきである。国際社会では、建設工事でクレームがもめると紛争へと行くのが通例である。公共約款には、FIDIC 約款第53条の「クレーム条項」に対応する条項がない。第17条に「条件変更等」があるが、これはFIDIC 約款第51条の「変更、追加、省略」に対応するものである。外国建設業者が参入してきて、クレームに対する処理を毅然と行わないと、「協議がととのわない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は」、第45条の「紛争の解決」及び第46条の「仲裁」が適用されることになるが、これらの条項が多用され、工事の進捗に遅延を来すことも予測される。公共約款の該当条項では請負金額の増減、工期の延長についての処理を明確にしておく必要がある。

紛争・提訴社会の米国では、弁護士費用の増大と紛争による様々な弊害が、社会への悪影響をじわじわと拡大しているといわれている。最近、公共建設工事関係において、選択的紛争解決(Alternative Dispute Resolution=ADR)が導入され、紛争の簡略化、短期化、経費節減化を図っている。米国連邦調達規則-33.201-91には、このADRが規定されているが、訴訟に訴えることなく、和解(示談)交渉、調停、援助、介入、事実認定、縮小審理、仲裁等の組合せで紛争解決を促進するというものである。

日本的な「協議」志向で紛争解決を図ろうという考え方になってきたのではないかとも思えるが、弁護士という法律屋に任せるのではなく、当事者が真剣に紛争を直接解決するという態度と、最後は、中立不偏な人物又は組織による権威ある判断を尊重しようということだと思う。紛争そのものは厳しい当事者間の利害衝突であることには変わりはない。

紛争処理は、厳粛な事実を説明すること、事実関係証拠書類を維持管理し、それらを適宜提示すること、論理的で権威のある説得力と価値ある情報をベースとした粘り強い高度の交渉戦略・戦術が必要である。発注者側が権力を背景にした高圧的態度、請負者側の「お願い」といった卑屈な態度があるとすれば、国際化社会のなかでの紛争は公平な解決が期待できない。日本社会では、「紛争」は、それなりの平和な伝統的な方法、文字では表せない慣習や社会通念規範といったもので解決されてきた。このため紛争に慣れていない我が国建設業者の国際工事におけるクレーム提出/説明/成果についてのノウハウの蓄積も貧弱である。従来の我が国の公共工事における紛争の処理方法が、日本ムラ内では通用してきたが、国際的には通用しそうもない。このことは、我が国の国際対外交渉の未熟さと、それにより国民の不利益の増大となっていることで如実に示されている。日米欧の約款を比較してみても、紛争が発生したらどう処理するか、これはリスク・マネジメントの主要な課題でもあるが、公共約款には、このリスクに対する戦略・考え方が示されていない。

7. 不可抗力(Force majeure)

FIDIC 約款第65.2条において、特別危険(Special risks)が、第20.4条(a)(b)(c)(d)(e)項に列挙されている発注者のリスクであると規定している。発注者のリスクとしてはこの他に(f)発注者の本設工事使用/占有に因る損害、(g)工事の設計に因る損害、(h)経験ある請負者でも事前に妥当な対策を取ることが出来なかった自然力の作用が含まれているが、いずれの場合もその損害の修復の責任を請負者は負うが、発注者はその費用を負担する旨規定している。

GSA約款においては、不可抗力に関連しての規定は、第99条であるが、不可抗力等の発生は、請負者の契約の不履行や過失の事由にはならない旨を規定しているのであり、不可抗力等が発生したときの請負者の取る措置及びその費用の負担を規定したものではない。不可抗力等に起因する請負者の取るべき義務及びその修復に係る費用の負担に関して、他の条項にFIDIC 約款のように明解な規定がない。

公共約款では、不可抗力等の項目は、FIDIC 約款

に比べて少ないが、「甲乙双方の責に帰すべからざるもの」と定義している。その損害額については、請負者は発注者に対して、「請負代金の変更又は損害額の負担を求めることができる」としている。

損害額については、請負者は、請負代金額の $\frac{1}{2}$ を負担し、発注者はそれを超える金額を負担することが義務づけられている。そして、損害額は発注者及び請負者が協議して定める旨規定している。

損害額のうち、請負者が請負代金額の $\frac{1}{2}$ を負担するというのは、工事の経常利益率を2.3%、その内訳は経費1.3%、利益1%と査定するので、利益分は認めないということである。

FIDIC 約款は、国際的に使用されているという事情にもよるのか、「特別危険」のなかに、戦争等の紛争に関係する項目が多い。最近の世界情勢を考えると、公共約款にも、戦争、政治的な紛争に係るテロ行為、破壊行為等の項目を挿入する必要がある。さらに国際化すると人種問題、民族問題に係る項目を挿入することも必要になる。

公共約款に定義されている「天災その他の不可抗力」の項目を見ると、まさに平和国家日本を象徴しているようにも思えるが、関西空港の契約約款には、自然災害である“津波”と“破壊行為”が追加されているとのことであるので、現実には我が国の「天災その他の不可抗力」項目も次第に国際化して行くことが予想される。公共約款の「天災その他の不可抗力」に因る損害額については、1)工事出来型部分、2)工事材料、3)工事仮設物又は建設機械器具と細かく分類されている。そして損害の取り片付け費用に関する規定もある。いずれの場合も、発注者と請負者が協議して定めるとしている「協議事項」である。これも「5.変更」及び「6.紛争解決」と同様に、エンジニアが、発注者と請負者との協議をした後、エンジニア（監督職員）が決定する方式、GSA約款のように、請負者からのプロポーザルを提出させて、審査査定するという、発注者側がしかるべき資料に基づき決定を下すという処理方式にすべきである。

公共約款第25条における「現場搬入済み」の「現場」の定義がない。このため工事現場以外の工場、倉庫等に保管している資機材、輸送途中の資機材について第25条の損害の適用は受けないと解釈されて

いる。FIDIC 約款では、先ず「現場」の定義がある。第65.3条において、請負者は、現場内、現場付近及び現場へ輸送中の資機材が、「特別危険」に因り損害を被った場合はその損害を被った資機材の支払いを受ける権利を有し、エンジニアの要求もしくは工事完成のために必要である限り、その修復、取替を行い、その費用の支払いを受ける旨規定している。

この点が、FIDIC 約款と公共約款の不可抗力等の損害に伴う発注者の補償の相違であり、FIDIC 約款の方が補償範囲が広い。

「特別危険」の実態については、例えば、7年以上にわたる激烈なイラク・イラン戦争中、両国で建設工事を行っていた建設業者は、我が国からも含めて多数進出していた。イラクもイランも、発注者側は戦争を理由に工事の中止・終了をせず、むしろ工事の促進を指示し、戦争を理由に工事を中断しようとする請負者側を糾弾した。イラクの国民が平常に生活しているのに逃げ出すとはなにごとかという態度であった。我が国の建設業者は、バスラ港の戦場化に伴い、船舶の入港と荷役作業が不可能になると、ヨルダンのアカバ港経由、トルコ国境経由での輸入資機材の搬入により工事を進捗させ、戦争による損害をできるだけ少なくする努力をして、工事完成を目指した。その後、イラクのクウェート侵略、湾岸戦争により、イラクとの外交は断絶し、それまでの努力の全てが御破算になった。工事代金のうちの最終留保金（契約金額の2.5%）の解除を受けていない工事が多い。戦争のような事態において、現地で発注者側にどう対処するか、他の外国業者がどのように対処したのか、そしてリスクを最小限にするためにどのような対策を実行したのかということも今後の研究課題である。戦争についての「常識」も、西欧、中東、アジア、我が国では相当に異なるし、それに対する対応策も異なる。またバングラディシュでは、サイクロンによる被害をクレームしたが、通常のことだとして相手にされなかったという事例もある。約款上の規定を読むと、成程、この場合はこうなるのだと一応の理解はできるのだが、現実のプロジェクトでは、それだけでは不十分であり、「特別危険」「天災その他の不可抗力」の諸項目に対して、リスク・マネジメントの重要課題としてその戦略・戦術を確立しておく必要がある。

8 工事中断(Suspension)

FIDIC 約款では、エンジニアが必要と判断した場合、GSA約款では、契約担当官が政府（発注者）の都合のために妥当であると判断した場合、公共約款では、甲（発注者）が必要であると認めたとき、それぞれ発注者側が工事中断の必要があると判断したら、工事を中断できる旨規定されている。

FIDIC 約款では、第4版に新たに第40.3条が設けられ、工事が中断してから84日を超えると、請負者側から工事再開の要求ができる旨規定されている。そして、エンジニアから工事再開の許可が与えられない場合は、請負者は、1)工事への影響が部分的な場合は、工事中断分を契約からの除外（省略）として処理する、2)工事中断分が工事全体に影響を与える場合は、「発注者の不履行」として、契約を終了する、という二つの選択を取ることができる旨規定されている。

この他公共約款では「条件変更等」で、1)設計図書と工事現場の状態が一致しないことについての確認を発注者に求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき、2)合意が成立しても発注者が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき、3)工期又は請負代金の変更の協議が20日以内にととのわないとき、発注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止することができる旨規定されている。この条項に対応する条項は、FIDIC 約款、GSA約款にはない。これらの事項は「工事を阻害する自然的な障害及び条件」「異なる現場条件」「変更」「工事費調整」等の条項で処理される。

工事中断に伴う工事費用の変更、損害費用の算定は、FIDIC 約款、GSA約款では、「5 変更」と同様の方式で処理される。公共約款の場合には、「工事費構成書」の取扱いが明解でないこと、この場合も公共約款の特徴である「協議」事項となっていることが紛争郡発地震の震源地になる可能性がある。この中止条項を補完するため、建設省からは、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について」（昭和57年3月29日）「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」（昭和44年3月19日）「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱についての運

用について」（昭和44年3月19日）、「工事費構成書の提示の実施について」（昭和62年12月23日）「事業執行における積算等の留意事項について」（昭和44年8月5日）などの通達が多発されている。

契約図書の中に工事費内訳書等のコスト明細を構成書類として組み入れるというFIDIC 約款方式とするか、米国のコスト・オープン方式を取り入れないと、工事費の変更、追加、修正、そして、特別危険工事中断に伴う請負代金の変更等について、「協議して定める」ことを基本とする公共約款の考え方が工事の進捗に混乱を来すことが予想される。

9 おわりに

国際問題小委員会の国際工事経験者が中心となって、日米欧の代表的な約款の比較研究を行ってきた。メンバーのほとんどは国内公共工事の経験は少なく、その実態があまり理解できない。そして、現場で工事を行う土木技術者の立場や見方で各項目を比較研究してきた。各約款については、その法律的な解釈は専門的でなく厳密でもない。我が国の公共工事の運用と実態についての認識の乏しさから、いろいろの不明な点もある。とにかく原典を調べて、事例を研究しようと意欲的に取り組んできた。

今後の研究としては、我が国公共工事の発注者、請負者双方の実務担当者からの情報収集と法律専門家のコメントも受けながら研究成果をまとめてゆく所存である。

残りの5項目については、継続して行っており、93年11月には一応の区切りを付ける予定である。また機会があればその成果を発表したい。

【参考文献】

- 「公共工事発注者のための解説」（昭和3版）-建設院研究会/編著-大成出版
- 「建設工事契約条件第4版（1987年）-コンサルティング・エンジニア国際連合
- 「GSA-FORM 3506（REV. 10-90）」-米国政府一般競争入札
- 「Civil Engineering Procedure」-1971-I. C. E.
- 「建設工事の契約」第3巻 FIDIC第4版の解説と契約条件の解説

以上

[illegible]

1

比較表-3 『紛争解決』

紛争解決 事項項目	FIDIC 約款第4版(1987年版)	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【定義】	紛争とは、契約に關してあるいは契約の履行によつて發生した発注者と請負者の間の意見の相違をいう。エンジニアの意見、指示、決定、証明、決定に關する両者の意見の相違も含む。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【紛争解決の手順】	(1)発注者または請負者は紛争事項についてエンジニアの最終判断を普通で要請する。 (2)エンジニアはかかる要請を受けた後84日以内に、発注者および請負者にその最終判断を通知する。 (3)発注者と請負者が双方がエンジニアの判断を受け入れた場合、紛争は、その判断に基づいて処理される。発注者又は請負者が、エンジニアの判断を受領後70日以内に仲裁に付託する旨の意思表示がなされない場合は、エンジニアの判断は最終的なものとなる。 (4)発注者又は請負者のいずれかが、エンジニアの判断に不服がある場合その判断を受領後70日以内に、あるいはエンジニアの判断が上訴2(8)の4日以内に判断を通知しない場合は、その期間満了後70日以内に仲裁へ付託する旨を相手方に通知する。 (5)仲裁付託の旨を通知後56日間は、発注者および請負者友好の解決に努める。 (6)國際商工會議所(ICC)の仲裁規則に基づき異議は工事中及び工事後の仲裁人により仲裁判断を受け取る。 (7)第67.1条に規定されている期間内に付託した目的の費用を發注者又は請負者が表示しない場合でも、発注者又は請負者のいずれかがエンジニアの最終判断を履行しない場合は、そのエンジニアの判断の不履行を仲裁に付託することができる。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【紛争解決の手順】	(1)発注者と請負者の間に契約条項の規定によつて協議が整わない場合あるいはこの契約に關して發注者と請負者の間に紛争が生じた場合、両者又は一たび建設工事紛争審査会のあっせん又は調停を受ける旨規定している。紛争の処理については、下記112の選択条項となっている。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【紛争解決の手順】	(1)発注者と請負者の間に契約条項の規定によつて協議が整わない場合あるいはこの契約に關して發注者と請負者の間に紛争が生じた場合、その費用は両者が協議して特別に定めたものを除いて、各自が負担する。それは、契約書記官の調停人のあっせん又は調停により解決を図る。その調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。 (2)発注者と請負者の間に契約条項の規定によつて協議が整わない場合あるいはこの契約に關して發注者と請負者の間に紛争が生じた場合、それは、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。 (3)発注者と請負者のいずれは一方又は双方が、調停人又は審査会のあっせん又は調停によつて紛争を解決する見込みがないと認めるときは、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【紛争解決の手順】	(1)請負者はクレームを普通で契約担当官(Contracting Officer)宛に提出しその判断を受け取る。政府の請負者に対するクレームは、契約担当官の判断にしたがう。 (2)請負者が5万ドル以上のクレームを提出する際には、要求金額が正当である旨の証拠を添付する。 (3)請負者が5万ドルもしくはそれ以上のクレームを提出した場合、契約担当官は、60日以上以内に判断を下すなければならない場合は、60日以内に判断を下すかしくは判断を下す期日を請負者に通知する。 (4)契約担当官の下した判断は、法律に定められた上訴を許すが、裁判所に提訴されない限り、最終のものとなる。 (5)未払金額のクレームには金利がつく。 (6)本条に基づくクレームの提出は、それが責任や金額についてのものであるならば、あるいは妥当な期間内にそれに対する措置が取られないならば、法に基づくクレームとなる。 (7)請負者はクレームが最終的に解決するまでは、契約を履行し、契約当官の判断を遵守する。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
【紛争解決の手順】	(1)発注者と請負者の間に契約条項の規定によつて協議が整わない場合あるいはこの契約に關して發注者と請負者の間に紛争が生じた場合、その費用は両者が協議して特別に定めたものを除いて、各自が負担する。それは、契約書記官の調停人のあっせん又は調停により解決を図る。その調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。 (2)発注者と請負者の間に契約条項の規定によつて協議が整わない場合あるいはこの契約に關して發注者と請負者の間に紛争が生じた場合、それは、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。 (3)発注者と請負者のいずれは一方又は双方が、調停人又は審査会のあっせん又は調停によつて紛争を解決する見込みがないと認めるときは、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。	GSA 約款 (GSA-FORM 3506-REV.10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)

メンバーからのコメント

1. 公判仲裁では、発注者と請負者の間に懸念が残り、あるいは紛争について、契約書に定められた調停人又は建設工事紛争審査会(発注者)の監督下にあり、第三者機関ではない。他方ADR仲裁、GSA仲裁では、それ自身エン지니어、契約担当官の判断を要する。これは、他の条項(例えば、工期延長、投資延長、契約担当官の判断)について、発注者、請負者が同意できない場合は、紛争事項で早期の判断を要求できる。この二重目的は、請負者の要求に近く傾向があるが、それはエン지니어、契約担当官が公正な第三者としての判断を下す立場となり、公正な判断をしなければならないと考えるられる。彼らの最終判断が、次の紛争事項である中でその公正さが確保されるからである。
2. エン지니어の発注者の低価格での仕訳については、FIDIC仲裁第1節で、「エン지니어は、工事の進捗や追加費用が増加するような指示を出す場合には、発注者の事前の許可が必要である」旨の条項が含まれる事例が多い。紛争事項で、彼等に再度の判断を求めると、公正な判断を下す状況になる。
3. FIDIC仲裁、GSA仲裁とも、当事者は、紛争事項を認識した以後、全て時期に終われる手廻の義務が求められる。
4. 両者の公共工事の国際性に当たり、公共契約の契約関係は二者関係のままとするか、新たに公正な第三者というエン지니어を入れたら三者関係にするか、また紛争解決のために二段階判断を求めるといふ方法を導入するか、いままでの日本の文法(2)のように二段階合意を求むべきかを検討する必要がある。
5. 外国者は、日本の業者と違って、ビジネスの柔軟性を求めない傾向があるので、外国業者との紛争/仲裁は発注者側にとつて極めて困難なものとなるであろう。したがって、発注者側も紛争処理に適切で、しっかりした方針を確立する必要がある。
6. 発注者のプロジエクト資金力によって、紛争の方法が異なる。
7. 米国では、公共工事による建設紛争解決(Alternative Dispute Resolution=ADR)を導入して、電力紛争を少なくしようという最近の傾向である。GSAはその要員と出資の削減についての削減の圧力を受けており、紛争取扱件数が増えている。そのため、ADRを大幅に採用することは、GSAの要員と出資の節約となる。一方、建設会社にとつても、井建士費用の削減と紛争件数の減少をもたらすだろうと考えられている。
8. 日本発注者のクレーム・レスポンスの提出/利用は、まだまだ外国業者と比較してよいとはいえない。
9. 日本発注者のグリーン・ハウス・システムを導入して、外国のコンサルタントを導出して、発注者に対する対処法を学ぶのも一考である。
10. 発注者側も、外国業者が工事を請け負ったときには、監督者側として外国人を起用して紛争処理に当たらせることも考えるべきである。

【選擇的紛爭解決】

[illegible]

条項項目	FIDIC 約款第4版(1987年版)	GS1約款 (GS1-PW1 3506-REV. 10-90)	公共工事標準請負契約約款(平成元年)
不可抗力 (Force majeure)	【定義】 特別危険とは、 (a)戦争、敵対行為、暴動、暴徒の無断の侵入、暴動、外敵行為、 (b)反乱、革命、騒ぎ、クーデター、内乱、ただし、プロジェクト当事国以外の内でのこと、 (c)機械的又は材料の機械により生ずる燃料材料運送物その他の危険状態、 (d)火災、 (e)地震、 (f)洪水、 (g)津波、 (h)噴火、 (i)暴風、 (j)地震、 (k)噴火、 (l)洪水、 (m)津波、 (n)噴火、 (o)地震、 (p)洪水、 (q)津波、 (r)噴火、 (s)地震、 (t)洪水、 (u)津波、 (v)噴火、 (w)地震、 (x)洪水、 (y)津波、 (z)噴火、 (aa)地震、 (ab)洪水、 (ac)津波、 (ad)噴火、 (ae)地震、 (af)洪水、 (ag)津波、 (ah)噴火、 (ai)地震、 (aj)洪水、 (ak)津波、 (al)噴火、 (am)地震、 (an)洪水、 (ao)津波、 (ap)噴火、 (aq)地震、 (ar)洪水、 (as)津波、 (at)噴火、 (au)地震、 (av)洪水、 (aw)津波、 (ax)噴火、 (ay)地震、 (az)洪水、 (ba)津波、 (bb)噴火、 (bc)地震、 (bd)洪水、 (be)津波、 (bf)噴火、 (bg)地震、 (bh)洪水、 (bi)津波、 (bj)噴火、 (bk)地震、 (bl)洪水、 (bm)津波、 (bn)噴火、 (bo)地震、 (bp)洪水、 (bq)津波、 (br)噴火、 (bs)地震、 (bt)洪水、 (bu)津波、 (bv)噴火、 (bv)地震、 (bw)洪水、 (bx)津波、 (bx)噴火、 (by)地震、 (bz)洪水、 (ca)津波、 (ca)噴火、 (cb)地震、 (cc)洪水、 (cc)津波、 (cd)噴火、 (cd)地震、 (ce)洪水、 (ce)津波、 (cf)噴火、 (cf)地震、 (cg)洪水、 (cg)津波、 (ch)噴火、 (ch)地震、 (ci)洪水、 (ci)津波、 (cj)噴火、 (cj)地震、 (ck)洪水、 (ck)津波、 (cl)噴火、 (cl)地震、 (cm)洪水、 (cm)津波、 (cn)噴火、 (cn)地震、 (co)洪水、 (co)津波、 (cp)噴火、 (cp)地震、 (cq)洪水、 (cq)津波、 (cr)噴火、 (cr)地震、 (cs)洪水、 (cs)津波、 (ct)噴火、 (ct)地震、 (cu)洪水、 (cu)津波、 (cv)噴火、 (cv)地震、 (cw)洪水、 (cw)津波、 (cx)噴火、 (cx)地震、 (cy)洪水、 (cy)津波、 (cz)噴火、 (cz)地震、 (da)洪水、 (da)津波、 (db)噴火、 (db)地震、 (dc)洪水、 (dc)津波、 (dd)噴火、 (dd)地震、 (de)洪水、 (de)津波、 (df)噴火、 (df)地震、 (dg)洪水、 (dg)津波、 (dh)噴火、 (dh)地震、 (di)洪水、 (di)津波、 (dj)噴火、 (dj)地震、 (dk)洪水、 (dk)津波、 (dl)噴火、 (dl)地震、 (dm)洪水、 (dm)津波、 (dn)噴火、 (dn)地震、 (do)洪水、 (do)津波、 (dp)噴火、 (dp)地震、 (dq)洪水、 (dq)津波、 (dr)噴火、 (dr)地震、 (ds)洪水、 (ds)津波、 (dt)噴火、 (dt)地震、 (du)洪水、 (du)津波、 (dv)噴火、 (dv)地震、 (dw)洪水、 (dw)津波、 (dx)噴火、 (dx)地震、 (dy)洪水、 (dy)津波、 (dz)噴火、 (dz)地震、 (ea)洪水、 (ea)津波、 (eb)噴火、 (eb)地震、 (ec)洪水、 (ec)津波、 (ed)噴火、 (ed)地震、 (ee)洪水、 (ee)津波、 (ef)噴火、 (ef)地震、 (eg)洪水、 (eg)津波、 (eh)噴火、 (eh)地震、 (ei)洪水、 (ei)津波、 (ej)噴火、 (ej)地震、 (ek)洪水、 (ek)津波、 (el)噴火、 (el)地震、 (em)洪水、 (em)津波、 (en)噴火、 (en)地震、 (eo)洪水、 (eo)津波、 (ep)噴火、 (ep)地震、 (eq)洪水、 (eq)津波、 (er)噴火、 (er)地震、 (es)洪水、 (es)津波、 (et)噴火、 (et)地震、 (eu)洪水、 (eu)津波、 (ev)噴火、 (ev)地震、 (ew)洪水、 (ew)津波、 (ex)噴火、 (ex)地震、 (ey)洪水、 (ey)津波、 (fz)噴火、 (fz)地震、 (ga)洪水、 (ga)津波、 (gb)噴火、 (gb)地震、 (gc)洪水、 (gc)津波、 (gd)噴火、 (gd)地震、 (ge)洪水、 (ge)津波、 (gf)噴火、 (gf)地震、 (gg)洪水、 (gg)津波、 (gh)噴火、 (gh)地震、 (gi)洪水、 (gi)津波、 (gj)噴火、 (gj)地震、 (gk)洪水、 (gk)津波、 (gl)噴火、 (gl)地震、 (gm)洪水、 (gm)津波、 (gn)噴火、 (gn)地震、 (go)洪水、 (go)津波、 (gp)噴火、 (gp)地震、 (gq)洪水、 (gq)津波、 (gr)噴火、 (gr)地震、 (gs)洪水、 (gs)津波、 (gt)噴火、 (gt)地震、 (gu)洪水、 (gu)津波、 (gv)噴火、 (gv)地震、 (gw)洪水、 (gw)津波、 (gx)噴火、 (gx)地震、 (gy)洪水、 (gy)津波、 (gz)噴火、 (gz)地震、 (ha)洪水、 (ha)津波、 (hb)噴火、 (hb)地震、 (hc)洪水、 (hc)津波、 (hd)噴火、 (hd)地震、 (he)洪水、 (he)津波、 (hf)噴火、 (hf)地震、 (hg)洪水、 (hg)津波、 (hh)噴火、 (hh)地震、 (hi)洪水、 (hi)津波、 (hj)噴火、 (hj)地震、 (hk)洪水、 (hk)津波、 (hl)噴火、 (hl)地震、 (hm)洪水、 (hm)津波、 (hn)噴火、 (hn)地震、 (ho)洪水、 (ho)津波、 (hp)噴火、 (hp)地震、 (hq)洪水、 (hq)津波、 (hr)噴火、 (hr)地震、 (hs)洪水、 (hs)津波、 (ht)噴火、 (ht)地震、 (hu)洪水、 (hu)津波、 (hv)噴火、 (hv)地震、 (hw)洪水、 (hw)津波、 (hx)噴火、 (hx)地震、 (hy)洪水、 (hy)津波、 (iz)噴火、 (iz)地震、 (ja)洪水、 (ja)津波、 (jb)噴火、 (jb)地震、 (jc)洪水、 (jc)津波、 (jd)噴火、 (jd)地震、 (je)洪水、 (je)津波、 (jf)噴火、 (jf)	【請負者の不履行の除外の特定】 第99条に請負者の契約不履行の場合の政府の契約終了が規定されているが、以下の場合には、請負者が工事を推進する権利は取り消されず、工事を完了し、その後の工場の履行による損害を賠償せねばならない。即ち、工事を完了し、その後の工場の履行による損害を賠償せねば	

メンバにわたりの場合、FIDIC 約款第65.6条では、「発注者は以下で契約を終了する権利を有する」と定められているが、この条項がほとんどに適用された事例はない。戦争が勃発すると、それに伴って発生した費用を全額発注者が負担することを要するものであると推察される。イランの発注者は、イラク・イラン戦争において、宣戦布告はなされていないという理由で、戦争による契約終了は、発注者側発注者が強制して決定する」といふ、これらの根拠が発注者側から否定された。

ハンガリーシエウでは、ナイクロンによる戦争を発注者がクレームした。運賃のことだととして認められなかった。

6. 公共工事契約では、「天災その他の不可抗力」に伴う運賃の1/100 を運賃を「負担する」となっているが、これは工事の経費率に2.3%とし、1.3%の経費率に認めるが、1%の経費率に認めることである。

7. 不可抗力の内容の定めが曖昧で、結局、運賃に上乗せされている運賃が多い。

8. 公共工事契約では、現地で人びとの文書又は建設設備等の損害についての賠償が認められているが、「現場」の定義が約款になされていない。FIDIC 約款では、現場以外の保管場所、到着・輸送中のものについても、その損害が補償される。

9. 「現場」についての責任範囲が公共契約とFIDIC 約款では大きな相違点である。

10. 陸上運搬の契約には、「激進」「破壊」「戦争」「天災その他の不可抗力」に追加されている。これは、契約条の用語の解釈として、同費用範囲更新の原則に、表示費用排除非排の原則を意圖したものと推される。また空港施設区画等を考慮して、空港陸揚場、船舶入港、船舶出港が加えられたといふと推察される。

メンバークからのコメント

1. 欧米における工事中の場合、工事変更に対して発注者と請負者がその資料提供を出し合っている。
2. FIDIC 仕様を使用する工事では、毎日出発前払いの数量計算方式が多い。数量の内番 (BQ) が契約図書に組み込まれているので、工事中断に伴う精算が行いやすい。
3. 工事中に伴う費用の責任は、毎日出発前払いの数量が多い。
4. 我が国では工事費調整書の取扱いが明確でないこと、出来高払いの回収が少くないことなどにより、何を資料として設計変更が成されるのか明らかでないし、中断に伴う処理も請負者が実際にかけた費用よりも少なく補償される (査定される) との苦情が出ている。